

奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十三号

奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

奈良県住民基本台帳法施行条例（平成十四年三月奈良県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第七号中「私立」を「公立大学法人立（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人による設置をいう。以下同じ。）又は私立」に改め、同表第八号中「奈良県内の」の下に「公立大学法人立又は」を加え、同表中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二教育委員会の項第二号中「公立」の下に「（公立大学法人立を除く。以下同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。